

学校管理下における災害共済給付金の支給対象者の改善

〔相談の要旨〕

平成 24 年 6 月、熊本県立高校の 3 年生が、校内で実施された模擬テストを受験後、下校中に交通事故に遭い、骨折し治療を受けた。

このため、高校を通じて災害共済給付金の請求に必要な書類を熊本県教育委員会（以下「県教委」という。）に提出したが、業者が行う模擬テストは学校の管理下であっても災害共済給付金の支給対象外と言われ、関係書類も返却された。

模擬テストは、学校行事であり、教師も立ち会っていたことから、災害共済給付金が支給されるように改善してほしい。

〔相談の結果〕

災害共済給付金制度は、学校の管理下における児童・生徒等の災害（負傷、疾病等）発生の際における医療費等の災害共済給付金を支給することを目的として、昭和 35 年に創設されており、現在は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）が業務を運営している。

熊本県内では、ほとんどの園児、児童及び生徒が加入しており、平成 24 年度における県立高校生の加入者数は約 3 万人に達している。

平成 24 年 8 月、定例行政相談所で相談を受けた行政相談委員が、相談に係る高校に実情を確認したところ、相談内容のとおりであった。

委員は、この相談に係る模擬テストは、学校行事として計画され、教師も立ち会っているため、学校の管理下において行われたと判断すべきものであり、業者が行う模擬テストは災害共済給付金の対象外とするスポーツ振興センターの制度運用には問題があるのではないかと考え、熊本行政評価事務所に連絡した。

委員から連絡を受けた熊本行政評価事務所では、相談に係る高校及び県教委から実情を把握した上で、全国的な行政運営の改善を要する問題の可能性があると判断し、総務省本省に協力を依頼した。

総務省本省では、文部科学省及びスポーツ振興センターから実情を把握し、平成 25 年 3 月に行政苦情救済推進会議に付議し、同年 9 月にスポーツ振興センターに対し、次のとおりあつせんした。その結果、同年 12 月、学校の管理下で生じた災害については、災害給付金の支給対象とするように周知徹底が図られることとなった。

(あつせん要旨)

スポーツ振興センターは、災害が「学校の管理下」で生じたものかについては、個別に審査し判断するとしているが、スポーツ振興センターの支所が作成し、都道府県教委に配布した資料によれば、業者が行う模擬テストは一律に災害共済給付金の支給対象外であると明記されているため、関係資料の見直し等を行うとともに、誤解を生じさせないよう周知徹底を図る必要がある。